**平成２７年（フ）第１２号**
広島市東区曙２丁目８番４―101号
債務者　永井　一男
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３０号**
広島市南区宇品東７丁目１番19―204号
債務者　久留二三子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３５５号**
愛媛県松山市土居田町337　コーポラス須山302号室、住民票上の住所愛媛県松山市保免中２丁目６番20号
債務者　鎌田　健一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第５号**
福岡県飯塚市上三緒443番地126、前住所福岡県糟屋郡志免町別府北４丁目８番12号　レオパレス空港南101号
債務者　立花　美雪
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２７年（フ）第１号**
福岡県柳川市三橋町高畑85番地１　エバーグリーン廻町Ｂ106号
債務者　田中　央恵（旧姓江上）
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２７年（フ）第７号**
宮崎市永楽町116番地７　北畠ハイム105号
債務者　鈴木　重幸
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第３号**
鹿児島県日置市吹上町中之里3867番地２
債務者　田口　英子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第１１８８号**
京都市左京区岩倉南平岡町62番地　101
債務者　北川　道和
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第８７３号**
神戸市垂水区塩屋町５丁目15番８号　ブルーハイツ306号
債務者　木内秀俊こと　李　　秀俊
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０１号**
石川県加賀市山代温泉北部１丁目63番地　第２恵比寿荘15号室、従前の住所石川県加賀市一白町１丁目198番地
債務者　南出希美子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２６年（フ）第８６号**
佐賀県唐津市山本2323番地５、申立時住民票上住所佐賀県唐津市北波多行合野857番地
債務者　藤崎　悠美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２６年（フ）第８５８号**
神戸市須磨区若木町１丁目２番21号　渡邊ハイツ102
債務者　松下　　修
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４７８号**
神奈川県平塚市山下506番地　サニーレジデンス平塚Ⅱ―105号、前住所川崎市中原区中丸子796番地
債務者　安藤　理恵
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第４８９号**
神奈川県小田原市早川２丁目４番地の７　テラスハウス磯崎103号、前住所神奈川県小田原市根府川500番地の１
債務者　山本　　静（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第４号**
青森県五所川原市大字小曲字板橋11番地
債務者　三浦　　茂
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２７年（フ）第５号**
青森県五所川原市大字飯詰字福泉32番地２
債務者　長峰ゆう子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係